

平成 22 年 7 月 8 日

栄区区长
光田 清隆 殿

栄区まちづくり行動計画に関する件（回答）

横浜環状道路対策連絡協議会
会長 比留間 哲生

平成 22 年 3 月 26 日付 東京地方裁判所民事部宛比留間外 3 名の訴状に対する 6 月 28 日付貴職の質問状に対して下記に回答します。

記

- 1) 栄区民の多くは南線建設に反対であることは“栄区まちづくり行動計画検討委員会の議事録を見れば明らかである”ということについて。

上記の点について“検討委員会では、賛否に差がなく、栄区民の多くは南線建設に反対であることが明らかという状況ではなかったと認識しています”とし、その理由として自動車専用道路(以下横環南線又は南線と呼ぶ)に関する意見は

必要・・・3 件、不要・・・3 件

計画を変更（車線数を 6 車線から 4 車線にすべき）・・・1 件

道路整備を進められていることを前提にまちづくりを考えるべき・・・1 件

であったからであるとしている。

私達が訴状の中で栄区民の多くは南線建設に反対であると記載したのは、2 回にわたる検討委員会(平成 21 年 9 月 9 日、同 9 月 30 日)の議事録に基づく。すなわち第 1 回検討委員会における「水・緑・自然環境について」のテーマに関して 18 名の委員が発言しているが、その内容を見ると例えば“栄区の特徴は緑”、“田谷の緑と田園を守りたい”、“瀬上の森や円海山の開発禁止の法制化”、“栄区の環境の良さは横浜市で一位を争う”など、栄区がいかに緑豊かで住環境に恵まれているか、そしてこれを何としても守っていききたいという強い気持が溢れた主張が殆んどである。これらの意見と栄区の住宅地を縦断する高速 6 車線の横環南線が全く相容れないことは言うまでもない。ここでは道路がテーマではないため、南線についての賛否は表明されていないが、緑と住環境を守ることを強く主張する人たちが住宅地を縦断して環境を破壊する南線に反対と考えるのは決して見当外れではないだろう。因みに、当該委員会で一人の委員が道路問題に言及しているが、それは“地域コミュニティに一番重要なのは環状 4 号線の早期実現”であるとしており、このことは 3) で取り上げる「行動計画原案に対する区民の意見」でも多くの意見が出されており、これは区民にとってこの問題がいかに大きな関心事であるかを示すものである。

以上にみられるように、第 1 回検討委員会で出された意見は全て素晴らしい栄区の緑と住環境を守るということであり、南線建設を望む意見は直接か間接かを問わず一切なかったのである。

つぎに第 2 回検討委員会における道路・交通のテーマに関する各委員の意見について詳しく検討する。ここでは外部委員を除く 10 名の委員が発言しており、訴状にはこのうちの 3 名が南線の建設促進を主

張したと記した。ただ、これは訴状では問題を詳細に論ずる余裕がないため、南線建設賛成と反対という形で大別したものであり、明確な建設賛成の主張でなくても、一応間接的に南線建設を主張していると思われるものを含めて3名としたものである。なお、記述の正確を期すために以下委員名とその発言内容を記すこととする。

訴状で建設促進を主張した3名としたのは本多、中西、竹谷の3委員であり、この中で本多委員が上郷公田線や南線の整備は必要不可欠であると主張しているのに対して、中西委員は国交省の交通需要予測でも減少方向であり、南線は6車線から4車線に計画縮小すべきであると主張した。また竹谷委員は直接南線の名を挙げていないが、横浜港が韓国などに負けているのは物流のための道路整備が遅れているからであると主張しており、これは間接的に南線建設推進を主張しているものと見做した。このように訴状で建設推進と分類した3名の内訳は、明確な南線賛成は1名のみで、外の2名は条件付賛成か間接的意見表明に過ぎないのである。

これに対して南線反対の委員の主張は極めて明確であり、強い意志のもとに発言していることがよくわかる。すなわち、比留間、井端、杉山の3委員は南線は不要であり、建設に強く反対する旨表明している。残り4名の委員についてみると、山仲委員は上郷舞岡線の4車線化は上郷開発計画が消滅したことと環状4号線の渋滞を招くことから行うべきでないと主張し、田中(貞)委員は子供や高齢者でも自転車で走れるように自転車専用通行帯の設置や歩道の段差をなくしてバリアフリーにすることなどを主張した。又鶴岡委員は本郷台駅を中心としたバス運行の利便性向上を主張し、田中(仲)委員は排ガスや騒音の少ない低公害車を市や区が率先して取り入れて土、日などに住民にレンタルで貸し出すなどすることを主張している。

以上の発言内容を見て特に注目すべきことは、委員の中に南線を強く主張している人は全くないのに対して、3名の委員が南線建設絶対反対の意見を述べていることであり、さらに4名の委員が環状4号線など生活道路の整備を強く望んでいることである。これら4名の委員については発言内容から推量して、南線のような高速道路の建設には否定的な立場と考えて間違いないだろう。

以上に第2回検討委員会での各委員の意見を詳しく吟味したが、その結果貴職が各委員の意見を分類した結果には重大な疑義があり、以下そのことを述べる。貴職の分類で南線不要としたのは明確に南線反対を主張した比留間、井端、杉山の3委員を指すものであり、これには異存がないが、必要3件つまり南線賛成の3件がどの委員の主張を指すのか議事録を見るかぎり全く見当がつかない。訴状で南線賛成としたのは前述したように本多、中西、竹谷の3委員であるが、貴分類では中西委員は計画変更1件とし、本多委員は道路整備を前提のまちづくり1件の中にしている。すると必要3件のうち残るのは竹谷委員のみであり、残りの2件は一体どの委員の意見を指すのか全くわからないのである。と言うのは残り4名の委員については前述した如く、その発言内容からみて南線については不要であり建設反対の立場にいると思われるからである。貴職は自らの分類を根拠に“検討委員会では、賛否に差はなく”と断定しているが、その根拠とした分類が事実と反した、誤ったものである以上、この主張は撤回すべきと考える。もし撤回しないと主張する場合は、必要3件の内容つまりその委員名と発言内容を明確にすべきであり、それが区民の付託を受けて行政を行うに当たって守られるべき最低限の義務でありモラルである。

2) 1) を理由として行動計画原案に“賛否両論がある”という表現をしたということについて

“賛否両論がありますが・・・”という表現は、検討委員会前に作成公表した行動計画案から記載し

ているものであり、検討委員会での意見によって記載したものではありません、と述べている。訴状で記したのは、行動計画原案に賛否両論あるがという表現にせざるを得なかったのは、2回にわたる検討委員会で建設促進の意見よりもむしろ反対意見が強かったからこのことを考慮してそのような表現にせざるを得なかったのであると述べているのであって、この表現がこのとき初めて使用されたといっているのではない。

この表現は平成21年6月の素案(案)の中にはなかったが同年9月の素案の中で初めて出現したものであり、この間の経緯は私達も十分承知している。すなわち素案(案)に対する意見聴取のための説明会が同年7月に開かれ、そこで南線反対の強い意見が住民から出されたことを受けて素案の中にこの表現が入れられたものである。またそれまで検討委員会発足以前の段階では連協代表の意見が入っておらず、これは不公平として住民が異議を申し立てたため、同年9月の検討委員会スタート当初から比留間連協会長が委員として参加し、それによって南線反対の意見が同年十月作成の原案にも取り入れられるに至ったのである。

以上のように、“南線については賛否両論あるが”という表現が原案に取り入れられるに至った経緯をみるとそれは結局南線反対の住民の強い働きかけによるものである。逆にいえば、住民の強い働きかけがなければ、南線反対の住民の意見は一切反映されないままに計画原案が作成された可能性もあるのである。

3) 「原案に対する意見一覧」に掲載された意見および検討委員会の意見の結果は“栄区民の大多数が横浜環状南線の建設に反対していることを示すものである”としていることについて。

貴職の意見として「原案に対する南線反対の意見は、行動計画策定過程で反対を主張してきた方々からの繰り返しの意見もあると考えます」とある。これが何を言っているのかさっぱりわからないが、一応ここでは平成21年6月の素案(案)作成のあと同年7月の説明会の際に述べられた南線反対の意見と同じ内容がそのまま原案に対する反対意見として繰り返し述べられているものと解釈することとする。しかしこれがなぜ問題なのか当方には全く理解できない。素案(案)について説明会で口頭で述べたものと同じ意見を原案に対する意見として文書で提出するのは当然であり、両者が異なることこそむしろ問題である。つまりこれは住民に対して“意見聴取の説明会で述べた意見をなぜ繰り返して原案に対する意見として文書提出するのか”と述べていることである。これは住民からの意見聴取を貴職がどのように考えているかということであり、区民として看過できない重大な問題である。

さらに“この「原案に対する意見一覧」および検討委員会の意見のみをもって「栄区民の大多数が反対していることを示すものである」とするのは、どういう根拠に基づくものなのか、不明確であると考えます”と述べているがこれも行政の意見として到底信じられない、驚くべき内容のものである。今回のまちづくり行動計画作成に当たり、貴職は広く全区民の意見を聞くとして30余に上る栄区内の各種団体の代表者をメンバーとして検討委員会を設置したと声高に言明した。そうだとすれば委員会での各委員の意見を収録した議事録とその結果作成された原案に対して区の広報で広く区民から集めた意見の一覧は、栄区民の意見の集約と見做されるべきであり、もしそうでないとすれば何のために検討委員会を作ったり、区民の意見を求めたりしたのか問いたい。訴状で主張したのは、委員会議事録と原案に対する区民意見の一覧は栄区が主張しているように栄区民の南線に対する意見を正しく反映するものとみなし、この内容を吟味した結果栄区民の大多数が南線に反対していると結論したのである。貴職が「原案に対する意見一覧」および検討委員会の意見のみをもって、と述べている

のは、この二つは信用できないとするのか、またはこの二つは信用できるがこれだけでは足りず、もっとほかに何かが必要であるというのかよくわからない。もし前者であれば論外であり、後者であれば、この二つのほかに一体何が必要なのか明示されたい。

ところで、検討委員会の議事録の内容については1)で詳しく論じたが「原案に対する意見一覧」についての検討も必要であり、以下にそれを記すこととする。この資料中の道路・交通に関するテーマの中に「自動車専用道路の整備促進」の項目があり、これは横環南線を取り上げたものであり、そのように解釈して以下この件を論議する。

ここには南線に関する意見としてNO.1～NO.44の44件が記載されているが、これらに目を通して驚くのは南線建設を強く求める意見は一つもないことである。どちらかといえば建設賛成に分類できるものとして6車線を4車線に計画変更すべきとするもの2件(NO.3、NO.6)、と環状4号線下越えトンネル化を主張するもの1件(NO.4)があり、このほかに「南線はなかなか整備が進まないものでこれまでは整備に反対してきたが、ここまですれば整備していくことも仕方がないと思う」(NO.1)という仕方なしの賛成を含めて僅か4件のみである。

それ以外の40件は丹念に目を通せばよくわかるようにすべて南線建設に強く反対する意見のみである。反対の理由は環境破壊とか公害道路というだけでなく、赤字大国が4300億円の巨費を投じて作る必要性はないとか、横浜市が負担する600億円は栄区に一軒もない産婦人科医院の設置や老人、子供施設に振り向けるべきであるといった意見など、多岐にわたっている。そして最も多いのは、南線よりも環状4号線の拡幅整備が急務であるとする意見である。さらに注目すべきはこれらの意見は検討委員会の議事録と原案そのものとを対比して読んだ上で意見を書いているものも多く、検討委員会では南線建設賛成は殆んどないのに原案では建設促進になっているのは区民の意見と乖離しているとか、建設について賛否がありますがとなっているが、賛否があるのは当然であって問題はその割合であるといった厳しい意見もある。

以上のように44件の意見のうちどちらかといえば消極的賛成4件に対して残り40件は強い反対の意見であり、賛成9%に対して反対91%という割合になる。貴職は区長としてこれらの意見に丹念に目を通されたに違いないし、私達もそう信じたい。そうだとすればこれらの意見を読んで貴職がどのように感じ、これを区政にどのように反映させようとしたかを是非伺いたいと思う。

4) “南線建設反対の区民の意見は計画発表以来一貫して変わっていない”ということについて。

これに対して「計画発表時に反対していた区民の中には、現在は反対を続けることを疑問視し、行動を見直す動きもあり、一貫して変わっていないわけではないと認識しています」と述べている。

区民の中には、反対を続けることを見直す動きもありますというのは、どのようなデータをもとに主張しているのかわからないが、区民の意見は様々であるから、そのような人もいるかもしれないが、考え方を变えることなく一貫して南線反対を続けている人達も沢山いるのである。訴状で述べたのは、個々の区民がどうこうというのではなく、区民全体について調査したデータをもとに大勢として栄区民の南線計画に対する反対の考えは変わっていないということである。訴状に記したように、1991年1月に横浜市都市計画審議会に提出された南線に関する区民の意見書は、当時の新聞記事(甲第27号証)にあるように、栄区人口の20%に当たる25,500人が反対の意見書を提出しているのである。全人口の2割が反対意見を表明したことは大変なことであり、そのため新聞も「栄区の2割反対」という大きな見出しで報じ、「栄区では賛成が僅か2,000人に対し、25,500人が反対しており、地元の根

強い反発が伺える」と書いている。このように 1988 年の南線計画発表後 3 年の時点では南線賛成 8 % に対して反対が 92%と圧倒的に多いのであり、このことは貴職も十分承知しているはずである。貴職が言いたいのは、計画発表当時南線反対であった人達も長い時間の経過の中で反対運動を見直す動きがあるということのようである。これは何を根拠に言っているのかわからないが、何らのデータなしにこのような主張を行政がすることはあり得ないので、是非そのデータを提示されることを求める。私達は道路問題に関する区民の考え方という重要且つ微妙な問題を論ずるに当たっては、根拠のない観念論を廃し、データに基づき実証的に進めるように務めており、訴状に南線反対の区民の意見は一貫して変わっていないと記したのもこの方針に沿ったものである。すなわち 1)と 3)に述べたように、今回の行動計画作成に当たり設置された検討会での委員の意見を収録した議事録や「原案に対する意見一覧」によると南線建設反対の意見が圧倒的に多く、特に原案に対する区民の意見は賛成 9%に対して反対 91%となっており、この割合は 1991 年の 8%対 92%とほぼ一致している。つまり、計画発表以来 20 年を経た現在も一貫して区民の南線反対の意見は変わっていないのであり、これこそがデータが示す事実である。

さらに付言すれば、本年 3 月庄戸三丁目町会で南線に関する住民の意識調査のためのアンケートを実施したが南線建設反対 73%に対して建設賛成は 7%に過ぎなかった(庄戸三丁目道路ニュースを区の担当者に手渡済)。この結果をみても南線建設反対の区民の意見は計画発表以来一貫して変わっていないことがわかる。ただ庄戸三丁目のアンケート等をもって栄区民の意見を論ずるのはどうかという反論もあるかもしれないが、1)で詳しく論じたように栄区民の最も重要な共通認識は、栄区の緑とすばらしい住環境を守るということであり、南線についてもこの立場に立って判断するに違いなく、従って庄戸三丁目のアンケート結果は栄区民の考え方のモデルとして見做し得るものと考えられる。

5) 行動計画原案に事業評価監視委員会における判断が掲載されたことに関して、事業者と栄区の間
に何らかの連絡があったのではないかということについて。

これに対して「事業評価監視委員会の判断は、新聞等で報道されているものであり、栄区と事業者とが、連絡を取りあって掲載したものではありません」と述べている。訴状で記したのは事業者と栄区の間
に何らかの連絡があったのではないかと疑いを抱かせるに十分であるというもので両者間に連絡があったのではないかと問うているわけではなく、そのような疑いをもったということを行っているのである。なぜ疑いをもったかの理由は以下のとおりである。

- (1) 栄区の行動計画原案に関して訴状に「この原案は平成 21 年 11 月 6 日に記者発表されたが、その後間もなく開かれた事業評価監視委員会で事業者はこの原案を住民との合意形成の成果として取り上げたのである」と記したように (p19)、栄区作成の原案が素早く当該委員会に伝わっていたのである。私達の知る限り原案に関する記者発表は主要な新聞には報道されなかったもので、当該委員会としては栄区か事業者からの情報提供による以外にこのことを知るはずはないと考えたのである。そしてこのことは事業者が栄区の行動計画の中に南線がどのように記載されるかに大きな関心を抱いていたことを示すものである。そうだとすれば、事業者が事業評価監視委員会の南線に関する決定結果をなるべく早く横浜市(栄区)に報せようとするのは当然であり、両者間に何らかの連絡があったのではないかと考えるのは当然であり、これはごく自然な推量である。
- (2) 平成 21 年 11 月 24 日の事業評価監視委員会が南線の事業継続を決めたことに関して全国紙は

一切報道せず、神奈川新聞が小さな記事を載せたに過ぎなかったのである。質問に「事業評価監視委員会の判断は、新聞等に報道されているものであり」と述べているが、新聞等というほど多くの新聞が報道したわけではないのである。一方訴状で「本年 2 月に正式決定された栄区まちづくり行動計画の中に原案になかった平成 21 年 11 月に開催された国土交通省関東地方整備局の事業評価監視委員会では、横環南線の継続が了承されました」という文言が追加された」と記したように(p20)、栄区は原案になかった上記文言を正式決定文書にわざわざ追加したのである。栄区の重要な公式文書に追加する文言を一地方新聞の記事に基づいて書くことなどあり得ないし、そこには何らかの形で正確且つ正式な情報が事業者から伝えられたと考えるのは当然であり、それが一般常識である。

- (3) 私達住民は、南線の事業者でない横浜市の役目は、住民と事業者との交渉の場で中立の立場で仲介し(あるいはむしろ住民の立場に立って)事業者の行き過ぎや不当な行為に対しては厳しく批判し、抑止するものと信じていた。しかるに実際は横浜市の担当は一貫して事業者側に立ち、彼らの不当なやり方を中止させるどころか、一心同体になってことを進めてきたのである。例を挙げれば限りがないのでここではごく最近の一つの事件について述べる。訴状に詳しく述べたように(10~12p)、事業者は平成 21 年 6 月 29 日に庄戸地区 1300 戸の地権者の大部分に一切の通知のないまま庄戸地区の設計・用地説明会を強行しようとした。法に反するこの行為に対して当日会場の外側で住民が事業者の代表に厳しく抗議を続けている最中に、住民に隠れて別の場所に密かにテントを張り、僅か 20 余名の住民を相手に説明し、これをもって説明会は完了したと主張したのである。事業者のこのやり方は到底容認できず住民は現在裁判を通じてこれを追及しているが、私達が特に許しがたいのはこの不法な説明会の司会を横浜市の担当者がつとめたことである。又、この騒然とした現場には栄区の一係長が手を拱いて一部始終を傍観していたのである。事業者の不法不当なやり方を抑止すべき横浜市が、逆に一体となってことを進めるという凡そ信じられないことが実際起きたのである。

このように事業者と一体となって南線事業の推進につとめている横浜市が、南線の事業推進か中止かを定める事業評価監視委員会の審議結果に大きな関心をもつことは当然であり、事業者としては、この好意的関心に応えて、当該委員会の結果をいち早く報せたいに違いないと私達は考えたのであり、そのように推量するのは決して不自然ではないのである。

- 6) 栄区長は行動計画作成段階において区民の大多数は南線に反対であると承知していたはずであるということについて。

これに対して「行動計画策定過程で建設反対を主張してきた方々から繰り返しの反対意見がありましたが、行動計画策定過程で区民の大多数が南線に反対しているとは考えていません」と述べている。この「建設反対を主張する方々からの繰り返しの反対意見」という言い方は 3) にも出ており、その時これが何を言おうとしているのかさっぱりわからないと述べたがここでも同様に全く何を言いたいかわからない。3)では一つの解釈に従って回答したが、ここでは別の解釈も可能と考え、それに従って回答することとする。ここで繰り返しの反対意見というのは素案(案)に関する意見聴取のための説明会での区民の発言を指すものと解釈すると、その場合繰り返しの反対意見という言い方は住民の発言を軽んじた印象を与えるものであり、区民に対して行政が使うべきものではなく、私達

としてはこれは決して容認できない。ここで反対を主張する方々というのは複数を意味することから、これは多くの住民の発言を指すものと思われるが、夫々の住民が発言した場合、それが同じ内容であってもこれを繰り返しの発言と呼ぶべきではなく、もしそのように呼ぶとすれば個々の住民の存在を認めないものとして住民無視も甚だしいことである。重ねて言うが繰り返しの発言とは一人の人間が何度も同じことを言う場合の表現であって、何人もの人間が同じ内容を発言した場合は繰り返しではなく、発言の一つ一つが独立の意味を持つのである。

訴状で「栄区長は行動計画作成段階で示された大方の区民の意見は南線反対であることを十分承知していたはずであり」としたのは、素案(案)に関する説明会での意見だけでなく、1) で述べたように2回にわたる検討会の議事録と3) で取り上げた「原案に対する意見一覧」にみられる区民の意見を指している。詳細は1) と3) で述べたので繰り返さないが、これらの資料を丹念に読めば何人も栄区の区民の多くが南線に反対であることを認めざるを得ないだろうし、当然栄区長も例外ではないだろうということを訴状は述べているのである。

貴職がなお上記訴状の記述を認めず、これに反対するのであれば、確かな資料なり証拠に基づいて実証的にそのことを示していただきたいのである。もしそれができない場合は、訴状の記述を認め、それに基づいて主張し行動すべきであると考えます。すなわち栄区民の多くは南線に反対であるというのは動かしがたい事実であり、これを曲げることは何人といえどもできないのである。横浜市が現在進めている南線建設推進の方針に栄区長が反対を唱えることができないことは当然であり、私達もそのことは十分承知している。私達が言いたいのは、区民を代表し、区民の声を行政に反映する任務を委ねられている区長としてなすべきことは、区民の意見を聴取して結果を得た場合、それを曲げることなく、そのまま市当局に届けるべきであるということである。その場合、区民の意見が横浜市の方針に反するものであったとしてもそれを正確に報告するのが民主主義の在り方であり、もし市当局に阿って事実を曲げて報告するとすれば、それは区民への重大な背信行為であり、行政に携わるものとして最もあってはならないことである。

以上、訴状の記述に対する貴職の質問に対して回答しましたが、これに対してなお疑問なり質問があればいつでも回答する用意があることを申し添えます。

以上